

第9回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年2月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第19号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 5 | 議案第35号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 4件 |
| 第 6 | 議案第36号 現況証明願について | 1件 |
| 第 7 | 報告第37号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第39号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第10 | 議案第40号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 13件 |
| 第11 | 議案第41号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 4件 |

○出席委員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 舟山 珠代 君 | 9番 津野 齊 君 |
| 10番 甲斐やす子 君 | 11番 笛木 眞一 君 | 13番 熊谷 英二 君 |
| 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（4名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ●番 ●● ●● 君 | ●番 ●● ●● 君 | ●番 ●● ●● 君 |
| ●番 ●● ●● 君 | | |

○欠席委員（1名）

- 12番 山本 政弘 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 事務局次長 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 和田 千春 君 | 農地係長 青島 雅明 君 |
| 主任 湊谷 沙紀 君 | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第9回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時13分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・佐藤松喜君 6番・渡邊君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第9回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第19号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第19号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第19号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 平山委員

あっせん委員 熊谷委員、嶋中委員

報告年月日 令和5年12月20日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別430-2

現況地目 畑

面積 65,309㎡

価格 4,530,000円

譲受人氏名は●●●●さん

予定資金関係は自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

報告第19号、番号1について報告いたします。

令和5年12月12日に笛木委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年12月20日に熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で萩野コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 佐藤松喜委員

あっせん委員 平山委員、笛木委員、熊谷委員

報告年月日 令和5年3月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字虹別原野67-1

現況地目 畑

面積 49,717㎡外8筆、合計面積は377,947㎡

価格 24,447,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野719-15

現況地目 畑

面積 22,467㎡外3筆、合計面積は36,065㎡

価格 2,094,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野298-1

現況地目 畑

面積 30,697㎡

価格 2,140,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別266-2

現況地目 畑

面積 47,873㎡

価格 3,270,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

報告第19号、番号2について報告いたします。

令和4年12月14日に平山委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年3月23日に平山委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で

虹楽夢（こうらむ）において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、5番、佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第19号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第35号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第35号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題といたします。

なお●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第35号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字中オソツベツ原野 9 6 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、57,715㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 3 年 6 月 1 日。

契約期間、令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 6 年 2 月 8 日となっております。

なお、番号 2 から番号 4 については、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号 1 と同じでありますので説明を省略いたします。

番号 2

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 7 6

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、69,106㎡。

契約年月日、令和 3 年 7 月 3 1 日。

契約期間、令和 3 年 7 月 3 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日。

番号 3

土地の表示、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 6 7

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡。

契約年月日、令和 4 年 5 月 3 1 日。

契約期間、令和 4 年 5 月 3 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで。

番号 4

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ 1 1 0 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、96,991㎡外 5 筆、合計面積は 445,145㎡。

契約年月日、令和 4 年 6 月 3 0 日。

契約期間、令和 4 年 6 月 3 0 日から令和 1 4 年 6 月 2 9 日。

なお、番号 1 から番号 4 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○ 1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番・熊谷です。

議案第 3 5 号、番号 1 から番号 4 について説明させていただきます。

2 月 1 7 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第35号、内容4件は原案可決されました。

（●●●●君復席）

◎議案第36号

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

次の議事となります。議案第36号、番号1につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（14名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、議案第36号、番号1の審議終了後に入室、着席いたします。嶋中職務代理をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時 27分

再開 午前10時 28分

○会長職務代理（嶋中 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6。議案第36号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第36号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字中チャンベツ655-1

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積、4,072㎡外1筆、合計面積は41,423㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

調査年月日、令和5年11月6日。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員より報告をお願いいたします。

○会長職務代理（嶋中 勝君） 4番・小野寺君。

○4番（小野寺典男君）4番、小野寺です。

議案第36号 番号1について報告いたします。

令和5年11月6日に津野委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理（嶋中 勝君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番、小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

(●●●●君復席)

- 会長職務代理（嶋中 勝君） 佐藤会長に申し上げます。
議案第36号、番号1については原案可決されたことを報告いたします。
ここで議長の交代をいたします。
休憩いたします。

休憩 午前10時 30分

再開 午前10時 31分

- 会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
以上をもって、議案第36号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第37号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第37号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。
番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

- 農地係長（青島雅明君） はい。
議案第37号について説明させていただきます。
農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。
意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字西熊牛原野西2線66-3

現況地目、原野。

面積、3,893㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、●●●● ●●●●。

事業開始は除外後。

事業の規模等は太陽電池パネル180枚。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第37号、番号1について報告いたします。

令和6年2月16日に嶋中委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から太陽光発電設備建設をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番、渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第37号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第38号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第38号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野西3線南31-1の内。

地目、登記簿、山林、現況、畑。

面積、4,566㎡外2筆、合計面積は21,443㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的は、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から令和7年7月31日まで。

掘削地11,144㎡、表土堆積場7,930㎡、搬出路40㎡、管理道路1,447㎡、保安区域882㎡。

調査委員は、小野寺委員、津野委員、遠藤委員。

調査結果につきましては津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）9番・津野君。

○9番（津野 齊君）9番・津野です。

議案第38号 番号1について報告いたします。

令和6年2月16日に小野寺委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料5ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第38号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第39号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第39号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第39号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり1件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●● ●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和4年12月8日。

土地の所在、字虹別原野67-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,717㎡外14筆、合計面積は492,582㎡。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第39号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第40号

○会長（佐藤徳市君） 次の議事となります議案第40号、番号1につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理者である嶋中委員に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（14名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、議案第40号、番号1の審議終了後に入室、着席いたします。
嶋中会長職務代理にお願いいたします。
休憩いたします。

休憩 午前10時 41分

再開 午前10時 42分

○会長職務代理（嶋中 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10。議案第40号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容13件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第40号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり13件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ638-1

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、12,009㎡外2筆、合計面積は19,908㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和6年3月1日。

対価の支払期限、令和6年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、184,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますので、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長職務代理（嶋中 勝君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 佐藤会長に申し上げます。
議案第40号、番号1については、原案可決されたことを報告いたします。
ここで議長の交代をいたします。
休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
以上をもって、番号1については原案可決されました。
続いて番号2を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路279-7

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、22,964㎡外1筆、合計面積31,584㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和6年3月1日。

対価の支払期限、令和6年3月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、1,311,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりませ

ん。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別430-2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、65,309㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和6年3月1日。

対価の支払期限、令和6年3月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、4,530,000円。

支払い方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野556-2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,631㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和11年2月28日。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間158,819円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野63線151-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積44,880㎡。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和16年2月28日まで。

金額、年間143,616円。

なお、番号4から番号5については佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第40号、番号4から番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番、佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線8-1の内。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、18,446㎡外5筆、合計面積は133,951㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和6年11月30日。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間300,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第40号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号7から番号8まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件を、一括議題といたします。

なお●番・●●君と●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君、●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内26-3の内。

地目、登記簿、現況、ともに畑。

面積、77,376㎡外7筆、合計面積は188,529㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和16年2月28日まで。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間521,163円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8については、利用権の設定等をする者、利用権の設定等の種類、利用権の設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払い方法が番号7と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内26-303の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

金額、年間563,830円。

なお、番号7及び番号8については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）15番・遠藤君

○15番（遠藤 聡君）15番、遠藤です。

議案第40号、番号7及び番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件については原案可決されました。

(●●●●君、●●●●君復席)

○会長（佐藤徳市君）続いて番号9を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内19-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、183,503㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和16年2月28日。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間275,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）9番・津野君。

○9番（津野 齊君）9番、津野です。

事務局より調査依頼があり、2月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号10から番号12まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号11まで内容3件を、一括議題といたします。

なお●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野96-1の内。

地目、登記簿、現況、ともに畑。

面積、57,715㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和8年5月31日まで。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間150,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11から番号12については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等の種類、利用権の設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期が番号10と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号11

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-67

地目、登記簿、現況、ともに畑。

面積、131,701㎡外1筆、合計面積は200,807㎡。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和13年12月31日まで。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は年間36,340円。

支払方法は毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号12

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ110-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、96,991㎡外5筆、合計面積は445,145㎡。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和14年6月29日まで。

金額は年間1,080,000円。

なお番号10から番号12については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第40号 番号10から番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12まで内容3件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて番号13を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ21-1の内。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、32,573㎡外9筆、合計面積は119,056㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和6年3月1日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和6年3月1日。

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号13については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第40号、番号13について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号13件については原案可決されました。

以上をもって、議案第40号、内容13件は原案可決されました。

◎議案第41号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第41号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、内容4件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第41号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

地区名、虹別。

受贈者氏名、●●●●さん。

贈与者氏名、●●●●さん。

贈与年月日、昭和59年8月25日、以下番号4まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、3年毎に継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営又は貸付により耕作を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、津野農地委員長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 齊君） 9番・津野です。

議案第41号、番号1から番号4について報告を致します。

令和5年10月3日から11日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・津野君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第41号、内容4件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第9回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

第9回標茶町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時27分閉会)